## 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について

平成17.03.30 貿局第7号 平成17年4月1日

## 貿易経済協力局

改正 平成20·10·17 貿局第4号 平成20年10月31日 貿易経済協力局

キャッチ・オール規制(注1)の下では、輸出する貨物や移転する技術が核兵器等(注2)の開発等(注3)のために用いられるおそれがある場合には(注4)、原則として輸出に際し許可が必要となっております。

下記に掲載する貨物は、国際輸出管理レジームの合意に基づき定めた規制リスト品目(注5)に該当しないもの (貨物等省令(注6)に規定するスペックに達しないものを含む)のうち、核兵器、生物・化学兵器、ミサイルの開発 等に用いられるおそれが特に強い貨物の例です。

従って、これらの貨物を輸出又はこれらの貨物に関する技術を提供する際には、輸出者等において、懸念相手先 等における核兵器等の開発等を助長することがないよう、審査を特に慎重に行うことが必要です。

※なお、「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」(平成16・03・23貿局第1号)は 廃止します。

- (注) 1 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)第4条第1項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロ、貿易関係貿易 外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号)第9条第1項第三号の二イ及びロ又は第四号イ及び ロを参照。
  - 2 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬すること ができるロケット若しくは無人航空機
  - 3 開発、製造、使用又は貯蔵
  - 4 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号)及び貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号の二イ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件(平成13年経済産業省告示第759号)を参照。
  - 5 輸出貿易管理令別表第1の1の項から15の項 の中欄に掲げる貨物又は外国為替令(昭和55 年政令第260号)別表の1の項から15の項の中 欄に掲げる技術
  - 6 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表 の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平 成3年通商産業省令第49号)

記

## 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

	品目	懸念される用途
1.	リン酸トリブチル(TBP)	核兵器

サイルサイルサイル
サイル
サイル
サイル
サイル
サイル
サイル
サイル
サイル
サイル
サイル
サイル

29.	大型トラック(トラクタ、ト	ミサイル
	レーラー、ダンプを含む)	
30.	クレーン車	ミサイル
31.	密閉式の発酵槽	生物兵器
32.	遠心分離器	生物兵器
33.	凍結乾燥機	生物兵器
34.	耐食性の反応器	化学兵器
35.	耐食性のかくはん機	化学兵器
36.	耐食性の熱交換器又は凝縮器	化学兵器
37.	耐食性の蒸留塔又は吸収塔	化学兵器
38.	耐食性の充てん用の機械	化学兵器
39.	噴霧器を搭載するよう設計さ	ミサイル、生物・
	れた無人航空機(UAV)	化学兵器
	(娯楽若しくはスポーツの用	
	に供する模型航空機を除く)	
40.	UAVに搭載するよう設計さ	ミサイル、生物・
	れた噴霧器	化学兵器